

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 20

不利益処分の内容		危険物施設の緊急使用停止命令等
根拠法令及び条項		消防法第12条の3
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>本処分は、「公共の安全の維持又は災害防止のため緊急の必要がある」場合に行われるものである。</p> <p>「公共の安全の維持又は災害防止のため緊急の必要がある」とは、製造所等又はその周囲の状況が公共の安全の維持の上で危険な状態となった場合で、危険な状態が当該危険物施設にあるか否か問わないものであることに留意する。</p> <p>なお、「消防法の一部を改正する法律の施行について」（昭和49年6月25日付消防予第91号、消防安第66号）第2の2を参照とする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）